

会員数 402
男 325
女 77
令和4. 1. 1現在

会員の皆様へ
事務局だより
第87号 令和4. 1. 11発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年のご挨拶

理事長 船木克容

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新春をお迎

えのこととお慶び申し上げます。

平素は、香芝市当局の格別のご支援と関係機関、市民皆
様方の暖かいご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、依然として国内のみならず国外においても新型コ
ロナウイルスの蔓延により未だに感染拡大が続いており、
収束の兆しが見えて来ない中にある、昨年末より原油価
格の高騰により消費者物価が上昇しております。また世界
的な半導体不足により自動車、家電製品、通信機器等の生
産にも影響を与えています。

そのような厳しい経済状況が続いて居りますが、我々当
センターの会員におかれましては健康に十分留意して仕
事に邁進していただくとともに、役員は普及啓発活動
と事業拡大を図り、会員諸氏の就業機会が増えるように努
力して参りたく存じます。

どうか会員の皆様には、シルバーの『自主・自立・共働・
共助』の基本を基に、健康の保持と安全就業に心がけて、
誠実で丁寧な仕事ぶりで、市民の皆様をはじめ、市当局並
びに関係機関のご期待に応え、親しんでいただけるセンタ
ーづくりのために、倍旧のご協力をお願い申し上げます。
最後に、会員皆様並びにご家族のご健勝とご多幸を祈念
いたしました。新年のご挨拶いたします。



◎通常理事会の開催状況について

令和3年度第6回通常理事会が11月29日、当センター会議室で理事・監事が出席して次のとおり開催されました。
議案

- ① 正会員入会申込者の専決処分報告及びその承認について
入会申込者2名(男2名)
- ② 正会員入会申込者の承認について
入会申込者8名(男7名・女1名)
- ③ 配分金見積基準価格表の改定(案)について
- ④ 令和3年度収支補正予算(第2回)案
議案は、慎重審議の結果いずれも議決・承認されました。

【会費の納入について】

令和3年度の年会費(一、二〇〇円)は、令和3年3月末日までに納めて頂くことになっていきます。
未納の方は、ご足労をお掛けしますが、至急に事務局までご持参ください。
会費の未納が1年以上続きますと、規程により退会したものとみなされます。これに該当した場合は、退会手続をとることになりますので、あらかじめご承知ください。

なお、病気などで納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。

◆働く喜びと社会参加の輪を拓けよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

配分金に消費税が入っていることをご存じでしたか？

インボイス制度はご存じですか!?

令和5年10月1日から、消費税の仕入控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。請負・委任で就業するシルバー人材センターの会員さん（以下「会員」という。）は、形式的には個人事業主となりますが、会員の多くは、敢えて自ら課税事業者として申請しない限り、インボイスを交付することができない免税事業者となります。

◆ 配分金は、請負契約に基づき働いた対価として支払われるお金です。

◆ 配分金は、所得税法上では雑所得として扱われます。

◆ 配分金には、内税として消費税が入っています。

◆ 会員は、いわゆる個人事業主として仕事をしますので消費税納税義務者になります。しかしながら、消費税を納税する義務が発生するのは標準期間（2年前の1年間）における課税売上額（配分金の総額）が一千万円以上の事業主ですので、課税売上額が一千万円未満の事業主は納税義務が免除されます。もう少し付け加えますと、会員に

対する配分金については、消費税の納税義務のない免税事業者である会員に対しても消費税を含めて支払われているので、免税事業者としての利益（益税）を享受していることとなります。

ここまでは、一般的な話なのですが、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」が導入され、消費税の取扱いが変わります。

現在のセンターの消費税額は、配分金が仕入税額控除の対象になるため、令和2年度の消費税額は約60万円でしたが、インボイス制度が導入されると、配分金が消費税の仕入税額控除の対象にならないため、センターの消費税の納税額がいつきに増えることとなります。

当該納税額を計算すると約一千五百五十万円（概算額）にもなります。

このことは、センターの経営に多大な影響を及ぼすこととなります。端的に言いますと、免税事業者である会員から消費税分を徴収（引き落とし）できませんので、センターの消費税一千五百五十万円（概算額）を納めるための財源が無いということです。

その財源確保をどうするか？ 現在、下記の3つの案が検討されています。

① 事務費を値上げして発注者に負担を求めらる。
② 配分金を引き下げて、会員に負担を求めらる。

③ 事務費値上げと配分金引き下げを組み合わせ、発注者と会員の双方に負担を求めらる。
右記の3案は現在、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）に於いて検討中でありまます。会員の皆様には状況に変化がありましたら事務局だよりにてお知らせします。

尚、このインボイス制度は全国のシルバー人材センターで重大な問題になっており、全シ協においては会計・経理検討委員会が設置され対応策が練られているとともに、政府や国会議員連盟に対して制度緩和措置の要望等が進められています。

いずれにしましても、経過措置が設けられ関係法律による制度実施が進められている中、全シ協において懸命な対策が講じられていますので、シルバー人材センターが適格請求書等保存方式（インボイス方式）の対象から外され、現状の経理と運営の下、安定的な事業運営が可能となることを願っている次第です。

自転車を利用される会員の皆様へ

今年度に入り、全国のシルバー人材センターで**自転車運転中の事故**が複数発生しています。

就業中の事故はシルバー賠償責任保険で対応できますが、**就業途上**は対応することができませんので、**本人の保険**で対応していただくこととなります。

また、奈良県では、自転車利用者は**自転車損害賠償保険**等に加入しなければなりません（奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）。

ご自身の加入状況を確認し、未加入の場合は加入するようにしましょう。

	就業中	就業途上
傷害事故	○	○
賠償責任事故	○※	×

※就業に自転車を使用する場合（チラシ配りなど）

◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）1億3,784万円で前年同月と比較して67万円、率にして0.4%の減となりました。

一般労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は48件で、契約金額（累計）は、2,517万円となりました。前年同月と比較して件数で8件の増、契約金額で152万円の増となりました。

仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：円

区分	令和3年度		令和2年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
技能群	862	18,425,570	916	17,979,685	△54	△5.9	445,885	2.5
事務整理群	4	107,125	4	67,100	0	0.0	40,025	59.6
施設管理群	112	47,493,903	118	49,267,126	△6	△5.1	△1,773,223	△3.6
一般作業群	1,238	47,337,079	1,185	45,964,651	53	4.5	1,372,428	3.0
サービス群	41	507,863	37	665,170	4	10.8	△157,307	△23.6
計	2,257	113,871,540	2,260	113,943,732	△3	△0.1	△72,192	△0.1

就業実績（11月）

月間就業実人員	251人	月間就業率	63.4%
1日平均就業人員	98.7人	1日平均就業時間	3.9時間
1月平均就業日数	11.8日	1月平均配分金額	63,257円

男女別就業実人員（4月～11月）

就業実人員	290人（男241人・女49人）	就業率	73.2%
※派遣事業を含む	就業実人員 325人	就業率	82.0%

《 配分金収入に対する所得税（2021年分） 》

◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**令和4年3月15日までに**確定申告をしていただく必要があります。なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

◎『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、55万円を上限として**最低保障必要経費**が認められております。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低55万円。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（55万円）は、55万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

【計算例示】 センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 公的年金収入 130万円
- ② 給与収入 60万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 配分金収入 83万円（実際に要した経費 30万円）

(1) 公的年金収入に係る計算

1,300,000円（公的年金収入）－1,100,000円（公的年金等の控除額）＝200,000円（A）

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

(2) 派遣賃金にかかる計算

600,000円（派遣賃金）－550,000円（給与所得控除額）＝50,000円（B）

(3) 所得金額調整控除額

給与所得金額（B）50,000円＋公的年金等（上記（1））の所得金額（上限10万円）100,000円－100,000円＝50,000円（C）

(4) 配分金に係る計算

830,000円（配分金収入）－300,000円（必要経費）＝530,000円（D）

(5) 所得控除及び所得税額

200,000円（A）＋50,000円（B）－50,000円（C）＋530,000円（D）＝730,000円（所得金額）

730,000円（所得金額）－480,000円（基礎控除）＝250,000円（課税所得金額）

250,000円（課税所得金額）×5%（所得税率）＝12,500円（所得税額）

12,500円（所得税額）×2.1%（復興特別所得税率）＝200円（復興特別所得税額）

12,500円（所得税額）＋200円（復興特別所得税額）＝12,700円（納税額）

(注1) 令和2年分より次に該当する者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

適用対象者はその年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者、また所得金額調整控除額とは{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円＝控除額です。

(注2) 平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

課税所得金額の計算結果がプラスとなる会員さんの場合の納付税額は、**所得税額**（課税所得金額に所得税率を掛けた金額）に**復興特別所得税**（所得税額×2.1%）をプラスした金額となります。

(注3) 平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ控除前の公的年金収入が400万円以下である場合の申告不要制度が設けられました。

※ 源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合は、確定申告をすると所得税が還付されます。

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。

○葛城税務署 TEL 22-2721